事後審査型制限付一般競争入札入札公告【共通事項】

1．入札参加資格	（1）	①	委託の場合は、令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品・委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること 売払の場合は、大阪市の令和７・８・９年度物品売払入札参加承認を受けていること
		②	委託の場合は当該案件の入札書提出日から開札日までに大阪市の入札参加資格取得にかかる登録を完了している者であること 売払の場合は当該案件の入札書提出日から開札日までに大阪市の入札参加承認を完了している者であること
	（2）	①	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること
		③	入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		④	入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
		⑤	入札書提出日において、衛生組合より入札参加を除外する決議がなされていないこと
	（3）		入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。
	（4）		入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない
	（5）		衛生組合の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること
２．入札参加手続等	（1）		入札書の提出等の手続きは、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送にて提出すること。
	（2）		入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。
	（3）		入札予定価格・入札参加者・最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第2項で規定する最低制限価格をいう。以下同じ。） 落札決定後に入札参加者あてに通知する。
	（4）		仕様書等の取得方法 取得方法については公告本文に定める。
	（5）		仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。
	（6）		上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文に定める。
３．関係会社の参加制限			当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者（入札案件ごと）しか参加できない。
	（1）		資本関係
			以下のいずれかに該当する２者の場合
		①	子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ）と親会社等（同条第４条の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
		②	親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
	（2）		人的関係
			以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
		①	一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 １）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第２条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） ４）組合の理事 ５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者
		②	一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
		③	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

	（３）		以下のいずれかに該当する２者の場合
		①	組合とその構成員
		②	一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
		③	一方の会社等の大阪市中央卸売市場東部市場衛生組合の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
	（４）		その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 上記（１）から（３）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
４．入札の方法等	（１）		入札書の提出期間及び開札日時・場所は公告本文に定める。
	（２）		入札参加者がない場合は、当該入札を取り止める。
	（３）		入札参加申込書（様式２）、入札書（様式４）の提出
		①	入札参加者は、入札参加申込書（以下、「申込書」という）を提出しなければならない。
		②	入札書は、入札金額等必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。
		③	入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。なお、入札参加者が消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかは問わない。
		④	入札書を案件ごとに入札用封筒（長形封筒４号）に入れて封かんし、さらに郵送用封筒（長形封筒３号）に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれか方法により郵送にて提出すること。
		⑤	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること
		⑥	入札書の提出にあたっては、入札公告で指定した提出先に、提出期限までに郵送にて到着させること。なお、入札書の衛生組合への直接持参は認めない。
		⑦	郵送にかかる費用については、入札結果にかかわらず入札参加者の負担とする。
		⑧	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
		⑨	申込書、入札書等は、案件ごとに衛生組合が指定する様式を、ホームページからダウンロードして作成すること。
		⑩	その他詳細は、大阪市中央卸売市場東部市場衛生組合事後審査型制限付一般競争入札実施要領（以下、「実施要領」という）によるものとする。
５．開札の方法	開札の方法は、衛生組合職員が、郵送された入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。 開札の立会いは、衛生組合監事が行うものとする。		
６．再度入札	（１）		開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を１回に限り行う。
	（２）		再入札書受付開始予定日時・再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再入札通知書」で通知する。
７．入札の無効	（１）		実施要領第13条の規定に該当する者、及び入札公告等において示した条件に違反した者の入札
	（２）		１に定める入札参加資格を有しない者がした入札
	（３）		最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格でした入札
	（４）		再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上（売払の場合は最高入札書記載金額以下）でした入札
	（５）		指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札
	（６）		低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による落札者を決定する制度をいう。以下同じ。）適用案件において、指定する日時までに、低入札価格根拠資料（衛生組合指定様式、以下「根拠資料」という。）を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札
	（７）		３に定める関係会社の参加制限に該当する２者がしたそれぞれの入札
	（８）		入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている

８．入札参加資格の審査及び落札者の決定	（１）		開札後、委託の場合は予定価格以下で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。ただし、最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格以上の価格でなければならない。 なお、売払の場合は予定価格以上で最高の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。
	（２）		落札候補者となる価格をもって入札をした者が２者以上あるときは、開札時に「実施要領」によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が２者以上あるときは、開札時に「実施要領」によって全ての審査順位を決定する。
	（３）		落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
	（４）		前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
		①	落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札参加者に通知するものとする。
		②	落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、委託の場合は最低の価格(ただし、最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格以上の価格でなければならない。)、売払の場合は最高の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち新たに落札候補者となりうる価格をもって入札した者が２者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
	（５）		(3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（(4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が衛生組合における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の午前9時から午後3時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
	（６）		(4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
	（７）		開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
	（８）		開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
	（９）		落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とする。
９．低入札価格調査	（１）		低入札価格調査制度適用案件において、落札候補者の入札が調査基準価格を下回る価格である場合は、８(3)の入札参加資格の審査とあわせて低入札価格調査を行う。
	（２）		（1）の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、８（4）②の手続きにより落札者を決定する。なお、新たな落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る価格である場合は、（1）の調査を行うものとし、以後同様の手続きを繰り返す。
	（３）		（1）の調査のため、落札候補者は、衛生組合の指定する期限までに別途定める根拠資料を提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
	（４）		提出された低入札価格根拠資料について衛生組合より説明を求められた場合は、落札候補者はこれに応じなければならない。応じない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
１０．落札の決定日	落札の決定日は公告文で定めるものとする。		
１１．その他	（１）		低入札価格調査制度を適用する場合、又は、最低制限価格を設ける場合は公告本文に明示する。
	（２）		提出された資格審査資料及び根拠資料等は、入札に関する調査以外に使用しない。
	（３）		契約書作成の要否　　要
	（４）		衛生組合側の入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
	（５）		仕様書等に対する質問への回答は、衛生組合側の責とならない理由により、回答の通知が遅れる場合もある。
	（６）		入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
	（７）		入札参加申込書に虚偽の記載を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。
	（８）		落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
	（９）		契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	（１０）		この公告に定めのない事項については、関係法令の他、実施要領等の定めるところによる。